

令和3年7月定例会

教育委員会定例会会議録

書記 中村 顕介

書記 蜂谷 愛

## 塩竈市教育委員会定例会会議録

◆日 時 令和3年7月28日(水) 午後3時30分～午後4時52分

◆場 所 市民交流センター 4階視聴覚室

### ◆出席委員

教 育 長	吉 木 修	教育長職務代理者	佐 浦 弘一
委 員	松 田 攝子	委 員	高 橋 輝兆
委 員	佐 藤 香		

### ◆事務局

教 育 部 長	阿 部 徳和※1,2	教育部理事兼 市民交流センター館長	佐 藤 達也※1,2
教育総務課長	佐 藤 聡志※1	学校教育課長	白 鳥 武※2
生涯学習課長	鈴木 和賀子※1,2	教育総務課総務係長	中 村 顕介
教育総務課主査	蜂 谷 愛		

※1の職員は、議案第15号審議時は退室 ※2の職員は、議案第17号審議時は退室

### ◆定例会次第

- 1 開会
- 2 前回会議録の承認
- 3 会議録署名委員の指名
- 4 教育長報告
  - ① 令和3年度宮城県教育委員会・市町村教育委員会教育懇話会県央圏域会議について
  - ② 本市の教育活動の状況について
- 5 教育部長報告
  - ① 市議会定例会等について
- 6 専決処分報告
  - ① 塩竈市民交流センター審議会委員の委嘱について
- 7 議案
  - ① 議案第15号 令和4年度塩竈市立義務教育諸学校使用教科用図書  
の採択について
  - ② 議案第16号 塩竈市立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する  
規則について
  - ③ 議案第17号 塩竈市教育委員会事務局職員の人事について
- 8 その他報告
  - ① 小中学校における指定学校変更の許可基準の見直しについて
  - ② 令和3年度第1回塩竈市社会教育委員会の会議について
  - ③ 民法改正による成人式の対象年齢について
- 9 閉会

1 開会 午後 3 時 30 分

2 前回会議録の承認

松田委員から報告、承認

3 会議録署名委員の指名

佐浦委員と佐藤委員を指名

4 教育長報告

吉木教育長から、以下のことについて報告

- ① 令和 3 年度宮城県教育委員会・市町村教育委員会教育懇話会県央圏域会議について
- ② 本市の教育活動の状況について

〔主な質疑〕

松田委員 2 学期制にしたことで行事がどのように変更になったかお聞きしたい。また、PTA 役員との懇談会で 2 学期制についての意見が出ていれば教えていただきたい。

学校教育課長 行事については、大きな行事が変更となっている。例えば、以前であれば通信票を記載していた 6 月、7 月に花山合宿や、秋口に実施していた合唱コンクール、また、駅伝等の行事を実施している。

教育長 PTA 役員との懇談会では、2 学期制に対する意見や感想は特になかった。夏休みに入ってから、ほとんどの学校で教育相談、保護者面談を実施しており、通信票は渡さなかったが、4 月から 7 月までの学習状況を面談で伝えている。

佐藤委員 塩竈市でも一人一台端末の整備や Wi-Fi 環境の整備が進んでいるとお聞きしてきたが、それに伴い体と脳への負の影響があると思う。電磁波過敏症の子どもがおり、Wi-Fi 環境が整っている家庭が多いと思うが、学校にいる間だけでも電磁波の影響を受けていない時間があった。しかし、今はその時間も電磁波の影響を受けている。塩竈市では健康被害の出ている、電磁波過敏症の子ども等はあるか。また、使用しないときは Wi-Fi のアクセスポイントの電源を切るなど、工夫できないか。

教育総務課長 学校から電磁波による不調等の報告はないが、今後そのようなケースがある場合には丁寧に対応していく。Wi-Fiを整備することで、今までは、有線でつないでいたパソコンをパソコン教室で使用していたが、現在は自分のiPadを自由に自分の席で使用できるという利点もある。バランスを考えながら運用していく。

## 5 教育部長報告

阿部教育部長から、以下のことについて報告

### ① 市議会定例会等について

〔主な質疑〕

松田委員 市議会議員からの質問にある各施設の学習への利用について、教職員への施設周知を図ると回答しているが、毎年行っている塩竈市に新しく入ってきた教職員への研修はどのようなことを行っているのか。そこで津波防災センターや魚市場について周知できないのか。

教育部長 今年の研修については、観光ガイドボランティアの方々の協力をいただきながら鹽竈神社を、地元を知ってもらうということで見学した。津波防災センターや魚市場の展示コーナーについては、活用するにあたって何年生がいいか、教育委員会で検討している。津波防災センターの中身を見ると、発災してからの状況を、日時を追って展示をしており低学年には少し難しいと思われる。まずは防災担当の教員に見ていただき、活用方法を考えていきたい。

## 6 専決処分報告

佐藤理事から、以下のことについて報告

### ① 市民交流センター審議会委員の委嘱について

〔主な質疑〕

特になし

## 7 議案

議案第15号 令和4年度塩竈市立義務教育諸学校使用教科用図書の採択について、議案第17号 塩竈市教育委員会事務局職員の人事については、秘密会にて審議  
(秘密会の会議録については、別途作成)

白鳥学校教育課長から、議案を説明した。

議案第16号 塩竈市立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について

[主な質疑]

特になし

採決：全会一致で承認

## 8 その他報告

白鳥学校教育課長から、以下のことについて報告

① 小中学校における指定学校変更の許可基準の見直しについて

鈴木生涯学習課長から、以下のことについて報告

② 令和3年度第1回塩竈市社会教育委員の会議について

③ 民法改正による成人式の対象年齢について

[主な質疑]

松田委員 指定学校が変更になることに伴い通学路が延び、本来通学路ではない部分を通ることもあると思うが、通学の経路、通学方法について安全を図るため何か行っているか。

学校教育課長 保護者は毎年、学校へ詳細な通学経路を申請しているため、指定学校変更の申請の際には特に書類を求めず、学校への申請書を使用して、通学路と通学方法の安全面を学校と一緒に共有しようと考えている。

高橋委員 学区内だと通学経路は概ね決まっているが、学区外からだとイレギュラーな経路で通学してくると思う。その情報を共有しているということだが、学校関係者が実際にその経路を自身で歩いたりして、危険なポイント等を把握するところまではやらな

いのか。また、区域外通学をしている児童生徒はどれくらいいるのか。

学校教育課長 現在年度初めに、家庭訪問または居住地確認訪問を行っている。その際に、申請のあった通学経路のとおり訪問する、危険箇所を確認する、車ではなく徒歩で確認する等の方法を、今後校長会等で提案を行っていきたい。また、区域外通学をしている世帯数は、令和2年度は市内65世帯、市外65世帯であり、令和3年度現在は市内17世帯、市外11世帯である。

教育長 現在も区域外から通学している児童生徒はいるが、申請の際に、登下校はあくまでも保護者の責任でお願いするということを伝えている。ちなみに、区域外の児童生徒が万が一、登下校中に事後が起きた際は、指定の通学路ではないが、スポーツ振興センターの保険の適用になる。今回報告したこの規則はあくまでも市内での転出入である。高橋委員からご意見のあったイレギュラーな部分の通学路を確認することはそれほど負担ではないため、今後学校ごとに対応を考えていきたい。また、これ以外に他市町村からのケースも同様に、学校と情報共有を行いながら、危険がないように対応していく。

佐浦委員 指定学校変更の申請があった際、認めない場合はあるのか。

学校教育課長 基準、要綱に合致しており、申請書類が全てそろっているのであれば、基本的に認めないということはない。

佐浦委員 成人式を各自治体で行うという法的な根拠はあるのか。特に根拠はなく、市の事業として行うものなのか。また、もし成人式の年齢を変更するとなった場合は、どのように決定するのか。

生涯学習課長 成人式を行う根拠法は特にない。各自治体で成人の方をお祝いすることが目的であるため、国でいつ実施しなければいけない、必ず実施しなければいけないというものではない。本市では高校生に対するアンケートと社会教育委員審議会により方向性を決定している。

教育部長 庁議で最終決定を行うが、市長部局と教育委員会が参加する総合教育会議で協議させていただきたい。

9 閉会 午後 4 時 52 分

《会議録署名委員》

1 番委員  
(佐浦委員)

4 番委員  
(佐藤委員)